

第4期計画期間における65才以上の者の介護保険料基準額の推計値について

約4,270円 (介護報酬改定率及び緊急特別対策込みの推計値) (11月第3週時点暫定値)

介護報酬改定率及び介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策の軽減分による影響を、3年平均で約70円と見込んでいる。

※65才以上の者(第1号被保険者)1人あたり全国平均(月額・加重平均)

※上記保険料額は、各保険者における第4期介護保険事業計画策定途中の保険料基準額の推計値の平均であり、今後変動するものである。

(参考)

過去の第1号保険料基準額(月額・加重平均)

- ・第1期(平成12～14年): 2,911円
- ・第2期(平成15～17年): 3,293円
- ・第3期(平成18～20年): 4,090円

[今後のスケジュール]

- 各市町村において、今後さらに給付費の見込み等を精査し、保険料基準額を算出。
- 算出された保険料基準額は、2～3月の市町村議会において条例として決定される予定。
- 当該保険料基準額を集計し、4月頃に最終的な全国平均額を公表予定。